

香川県立屋島少年自然の家給食調理（弁当提供）委託業務仕様書

1 業務名

香川県立屋島少年自然の家給食調理（弁当提供）委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

(1) 屋島少年自然の家の利用団体（主に小・中学校）に対する昼食の提供

提供方法は、①屋島少年自然の家食堂厨房における現地調理方式、②事業者の工場において調理した料理を食缶等により配送する方式、又は③弁当等を配送する方式のいずれかによる提案を行うとともに、利用者が選択可能な献立（メニュー、種類、汁物）を提案し、委託者と協議の上で決定すること。

(2) 屋島少年自然の家の利用団体（主に小・中学校）に対する夕食の提供

提供方法は、①屋島少年自然の家食堂厨房における現地調理方式、②事業者の工場において調理した料理を食缶等により配送する方式、又は③弁当等を配送する方式のいずれかによる提案を行うとともに、利用者が選択可能な献立（メニュー、種類、汁物）を提案し、委託者と協議の上で決定すること。

※上記(1)と(2)の業務のいずれかのみが可能な場合は、その旨を明記した提案を行うこと。

4 年間提供見込食数

昼食 15,000 食程度、夕食 15,000 食程度

5 留意事項

- (1) 調理に使用する食材は、衛生基準、品質基準、産地等の把握により安全性を確認できるものを使用するとともに、食品衛生法及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）に従って、HACCPの考え方を取り入れた重点衛生管理を行い、食中毒の防止に努め、異物混入に関しては細心の注意を払うこと。
- (2) アレルギー対応について、代替食又は除去による対応のいずれか可能な方法を提案すること。
- (3) 上記3(1)、(2)の②食缶配送方式又は③弁当配送方式による場合には、利用者が使用する食器の種類等や残飯の取扱い、配送時間、予約の取消や変更が可能な期限等を提案し、委託者と協議の上で決定すること。
- (4) 本プロポーザルは受託者の選定を行うために行うものであり、業務内容の詳細は委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映するものとする。